



認定区分(1号、2号、3号)について

① 認定区分について

子どもの年齢や「保育を必要とする事由（P6 参照）」の有無により、1号・2号・3号の区分を認定します。

認定区分	利用対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の子ども（「保育を必要とする事由」に該当しない場合）	認定こども園（教育部分） / 幼稚園
2号認定	満3歳以上の子ども（「保育を必要とする事由」に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所
3号認定	満3歳未満の子ども（「保育を必要とする事由」に該当する場合）	認定こども園（保育部分） / 保育所 小規模保育所 / 事業所内保育所

● 保育施設等を利用するためには、市から「認定」を受ける必要があります。

● 保育施設等（2号・3号認定）は保護者が働いている等、家庭において保育することが困難な状況にある子どもを保護者に代わって保育することを目的とした施設です。そのため、「保育を必要とする事由」の確認ができない場合、保育が必要な状態として認定されず、『支給認定証』の交付がされない可能性があります。（1号認定を除く）

※支給認定後に利用調整(基準に基づく採点や希望施設等を基におこなう入所選考)があります。

※「集団生活に慣れさせたい」、「下の子の家庭保育に手がかかる」等の理由のみで「保育を必要とする事由」がない場合は、利用調整をできない可能性があります。

● 支給認定の申請は保育施設等の利用申込と同時に行うことができます。

※企業主導型保育所を利用する方は、利用開始までに利用申込書兼支給認定申請書・必要書類（就労証明書等）の提出が必要です。

② 1号認定の保育時間について

● 1号認定は「教育標準時間」となります。

教育標準時間	登園時間から概ね14時までが利用時間です。※施設によって異なります。
---------------	------------------------------------

※ 1号認定での利用は月曜日から金曜日までとなり、土曜日や夏休み等の長期休暇は原則お休みとなります。利用希望の場合は入所している認定こども園と利用調整が必要となります。また、利用希望の方は、基本的に預かり保育利用料（P.18～29※2参照）が別途かかります。

③ 2号認定、3号認定の保育時間について

● 2号認定、3号認定の保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間	保護者がフルタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最長で11時間子どもを預けることが可能です。
---------------	---

保育短時間	保護者がパートタイム勤務等を想定した利用時間で、1日最長で8時間子どもを預けることが可能です。
--------------	---

※施設によって定められた「保育標準時間」「保育短時間」の時間外での利用については延長保育料が別途かかります。

◆ 保育時間の例 ◆

～ある認定こども園の1日～



※具体的な時間は施設によって異なります。（開所時間、認定利用区分時間の詳細はP18～P29参照）